

# 特定非営利活動法人大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（略称：大阪SCねっと）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市浪速区難波中三丁目4番36号公益財団法人大阪体育協会内に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他事務所を大阪府河内長野市西代町14番1号特定非営利活動法人長野総合スポーツクラブ内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、大阪府内の総合型地域スポーツクラブの定着・発展を促進するため、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図り、もって誰もが気軽に、身近にスポーツに親しむ地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①大阪府内総合型地域スポーツクラブの情報交換と交流事業
- ②総合型地域スポーツクラブの社会的認知の向上と広報活動事業
- ③スポーツ関係団体及びその加盟団体等との連携事業
- ④総合型地域スポーツクラブの育成に関する事業
- ⑤総合型地域スポーツクラブに関する講習会・研修会・大会・イベントの企画・開催事業
- ⑥クラブマネジャー及びスポーツに関する指導者養成・派遣事業
- ⑦総合型地域スポーツクラブに関する行政など関係機関からの受託事業
- ⑧スポーツに関する行政など関係機関からの施設運営受託事業
- ⑨総合型地域スポーツクラブの制度や運営に関する情報発信事業
- ⑩国内の総合型地域スポーツクラブや連絡協議会などとの交流事業
- ⑪外国のスポーツクラブ(スポーツ少年団)との同時交流
- ⑫その他の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

② 物品賃貸事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は地域のスポーツクラブ

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で理事会において推薦された個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である地域のスポーツクラブが消滅したとき。

(2) 正当な理由なく、継続して1年以上会費を滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

#### (種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上20名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長、3名以上5名以内を常任理事とする。
  - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 4 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により定める。
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びに配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 常任理事は、この法人の業務遂行にあたり、特に必要と認める職務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当したときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第18条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者等で理事会の議決を経て選任し、本人の承諾をもって就任するものとし、理事会の求めに応じ、この法人の運営について助言を行うものとする。
- 3 相談役は、この法人に功労のあった者で理事長が指名し理事会の推薦により委嘱するものとし、この法人の運営について助言を行うものとする。
- 4 その他、顧問及び相談役に関することは、理事会において決定する。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決権等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（招集）

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決等）

第34条 この法人の業務は理事の過半数をもって決する。

- 2 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 4 前項の規定により表決した理事は、第34条第1項及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しこれを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が議長とともに記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第36条 理事長は、必要に応じて副理事長及び常任理事を招集し、常任理事会を開催することができる。

- 2 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 3 常任理事会は、この法人の事業遂行を目的とする事項を協議する。

## 第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第43条 前条に規定する予算には予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 理事長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第46条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## **第8章 事務局**

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は事務局の職員と兼ねることは妨げない。



5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第49条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかねばならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 解散後の残余財産は法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

## 第10章 雑則

(公告)

第53条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 正会員

地域のスポーツクラブ	入会金	なし	年会費	10,000円
個人	入会金	1,000円	年会費	1,000円
  - (2) 賛助会員

個人	入会金	なし	年会費	1口 5,000円(1口以上)
団体	入会金	なし	年会費	1口 10,000円(1口以上)
  - (3) 名誉会員 入会金 なし 年会費 1,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

理事長	谷口	正	
副理事長	睦谷	一馬・濱口	美雪
常任理事	佐久間信行・高垣	吉彦・入江美智代・飯田	聡・祐末ひとみ
理事	今井隆太朗・山田	秀二	
監事	福田	博文	
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から平成26年3月31日までとする。